

「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」の概要

基本理念

誰もが安全・安心に暮らせるDVのない地域社会をめざす。

(※DV：配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）)

計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVの被害者は多くの場合女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を妨げるものとなっています。

DVは、被害者の生命や身体に危害を及ぼしたり、精神的に有害な影響を及ぼす危険性が高いにもかかわらず、家庭内において発生することが多いため潜在化しやすく、外部から発見されにくい状態にあり、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう面前DVなど、子どもが同居する家庭における配偶者等に対する暴力その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を含め、その子どもへの虐待も併行して発生している場合が多くみられます。

また、近年、DVに対する意識の高まりとともに、デートDVや精神的DVに対する訴えも増加しています。

このように、DVへの対策は、喫緊の課題となっています。

県は、DVを容認しない社会の実現のため、県民に対して理解と協力を求めるとともに、県、市町村及び関係機関等が、相互に連携・協力を図り、さまざまな観点から幅広くDV対策の取組をより一層推進します。

計画の位置づけ

○本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第1項に基づき策定する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)(抄)

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3(略)

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

計画期間

○本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とする。

※法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、状況に応じ見直しを行う。

計画の実現に向けた取組

県は、下記のとおり5つの「基本目標」を定め、計画の実現に取り組みます。

① 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備

DVを未然に防止するとともに、万一、DVが発生した際には、いち早く被害を発見し、適切な支援につなぐため、県、市町村のみならず、民間団体等関係機関が、DVを許さない社会づくりのための推進体制を整備し、それぞれの役割を果たすと同時に、「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」のもと緊密に連携した取組を進めます。

② 未然防止に向けた配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

DVの未然防止に向け、性差別や暴力による支配欲、暴力加害へのためらいのなさ等、DVの要因となる価値観の形成を阻害し、DVを許さない意識の醸成を図るため、様々なツールや機会を活用した県民への意識啓発や学校・家庭・地域での人権教育を推進するとともに、加害者に対して再発防止に取り組みます。

③ DV被害を早期発見し、安心して相談できる体制の強化

外部からの発見が困難なDVを早期に発見し、適切な支援につなげるため、県民へのDV発見・通報のための意識啓発や、関係機関による見守り・連携の取組を推進するとともに、被害者が安心して相談でき、信頼のおける相談体制の強化に取り組みます。

④ DV被害者を迅速安全に保護する体制の強化

DV被害者及び同伴する子ども等を加害者から守り安全を確保するため、夜間休日を含めた24時間体制で迅速に一時保護への対応を行うとともに、被害者及び同伴する子ども等が安全で安心な保護を受けられるよう体制の強化に取り組みます。

⑤ DV被害者の自立に向けた支援の強化

DV被害者が加害者から離れて安心して自立した生活ができるよう、経済的基盤を築く就業支援や、生活の拠点を確保する住宅支援、同伴する子どもの学習支援など、被害者が抱える課題の解決に向けた支援の強化に取り組みます。

「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」における施策体系・取組について

	基本目標	重点目標	取組方針、具体的施策
体制整備	1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備	(1) 配偶者暴力相談支援センターにおける支援の強化	DV被害者の相談・保護・自立支援体制の強化、県内におけるDV支援の中核施設として機能強化 ① DV被害者支援のワンストップ化、福祉制度等の効果的な活用の推進 ② 相談員の資質の向上に向けた研修 ③ 市町村や関係機関等との連携によるDV被害者支援の強化 ④ DVの相談事例及び一時保護の被害者状況の分析、分析を踏まえた支援の充実
		(2) 市町村におけるDV対策の促進	市町村におけるDV被害者の相談をはじめとしたDV対策の強化、市町村への支援の実施 ① 市町村基本計画の策定促進 ② 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進 ③ 市町村職員等を対象としたDVの理解を深める研修会開催 ④ 「DV相談の手引き」を活用した、市町村の相談業務等への支援 ⑤ 県と市町村等との情報共有の推進
		(3) 民間団体等関係機関との連携	「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」を核とした関係機関との連携強化、様々な機関における特性を活かした取組の拡充 ① 民間団体等関係機関におけるDV被害者相談等の実施 ② 民間団体等関係機関がより柔軟で機動的なDV被害者支援を行うための情報提供 ③ 民間団体等関係機関との協働・連携による取組の拡充
発生予防	2 配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	(1) 県民への意識啓発	様々な機会や媒体を活用して幅広く県民への意識啓発を市町村や関係機関等と連携して実施 ① パーブルリボンキャンペーンの推進(国の「女性に対する暴力をなくす運動」との連携促進) ② 暴力防止に関するフォーラムや、広く県民が人権問題を身近に考える学習の機会となるイベント等の開催 ③ 啓発リーフレット、ホームページ、講座など様々なツールによる意識啓発・情報提供
		(2) 学校・家庭・地域での人権教育の推進	子どもの発達段階に応じて、学校をはじめ、家庭・地域等において人権教育を推進 ① 学生に対する啓発キャンペーンの実施及び、学校のスクールカウンセラー等による相談の推進 ② デートDVの未然防止等に向けた啓発活動の推進 ③ 生涯学習、地域における人権学習の推進
		(3) 再発防止に向けたDV加害者への取組	DV加害者経験者に対して、再び加害者となることがないように、立ち直りの取組を実施 ① 再発防止のためのDV加害者向けプログラム等の実施 ② DV加害者が相談できる相談窓口の整備
早期発見・相談	3 DV被害を早期発見し、安心して相談できる体制の強化	(1) 早期発見・通報体制の充実	DVIに対する県民の意識向上や、関係機関との連携強化を図ることにより、DVの早期発見、早期通報につなげる ① 県民や関係機関に対するDV発見・通報のための広報・啓発 ② 医療機関との連携強化(DV被害者対応マニュアルの活用) ③ 民生委員・児童委員活動の推進 ④ 職務関係者への周知・啓発
		(2) DV被害者が相談しやすい環境整備	各相談機関の相談環境の整備・充実の推進 ① 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの整備 ② 様々な相談ツールの充実(デートDVメール相談等) ③ 警察による相談体制の充実 ④ 女性相談員の配置推進 ⑤ 各相談機関との連携強化、相談窓口の充実
		(3) 信頼できる相談員等の育成	各相談機関の相談員や関係機関等の職員の専門的知識の習得など資質向上を図り、対応力を強化 ① 相談員の資質の向上に向けた研修(再掲) ② DVIに関する諸制度、プライバシーの保護等の周知徹底
		(4) 苦情処理体制の整備	被害者等からの苦情に対して、迅速かつ適切な対応の実施 ① 迅速かつ適切な苦情処理
被害者の保護	4 DV被害者を迅速安全に保護する体制の強化	(1) 一時保護体制の強化	被害者及び同伴する子どもを加害者から守るため、安全かつ速やかに一時保護を実施 ① 関係機関と連携した、DV被害者及び同伴する子ども等の安全かつ速やかな一時保護 ② 保護命令申し立てへの支援
		(2) DV被害者が安心できる安全な保護体制の確保	被害者及び同伴する子どもが安心できる安全な保護体制を確保 ① DV被害者及び同伴する子ども等に対するこころのケアの充実 ② 関係機関との連携によるDV被害者及び同伴する子ども等の安全確保 ③ 外国人、高齢者障害者やLGBT等の人権を尊重した対応の徹底 ④ DV被害者の個人情報を取扱う各関係機関における個人情報の適切な管理と保護の徹底 ⑤ 警察による「DV被害者に対するDV防止法などの分かりやすい説明」と、「DV防止法に基づく、被害の拡大予防、未然防止対応の徹底」
被害者の自立支援	5 DV被害者の自立に向けた支援の強化	(1) 総合的な支援の強化	被害者が自立した生活ができるよう、様々な分野や機関が連携し、総合的に支援を実施 ① DV被害者支援のワンストップ化、福祉制度等の効果的な活用の推進(再掲) ② 法テラス等における法律相談の活用促進 ③ 母子、父子並びに寡婦福祉資金貸付制度、生活福祉貸付金制度等の活用 ④ DV被害者の一時保護所退所後の自立に向けた、関係自治体との連携強化
		(2) 就業支援の強化	被害者が自立した生活ができるよう、就業支援の強化を図る ① 母子家庭等就業・自立支援センター(スマイルセンター)等、女性の就業に関する窓口との連携による就業支援 ② ハローワークとの連携による就業促進
		(3) 住宅支援の強化	被害者が自立した生活ができるよう、住宅支援の強化を図る ① 県営住宅のステップハウスとしての運用 ② 公営住宅等における福祉向け住宅の設営
		(4) 同伴する子ども等への支援の強化	各関係機関と連携による、同伴する子ども等への支援の強化を図る ① DV被害者及び同伴する子ども等に対するこころのケアの充実(再掲) ② 同伴する子ども等に関する情報の適切管理 ③ 子どもが安全に就学できるための支援の強化 ④ 同伴する子どもに対する学習支援の充実